

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 502 号)

国家外貨管理局、 越境貿易・投資の利便化促進策を発表 広い地域で行政スリム化を推進

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は「ハイレベルな貿易・投資の自由化、利便化政策の実施」を提起した第19回党大会と、行政のスリム化や、管理手段・行政サービスの改善を推し進めている国务院の方針を踏まえ、2019年10月23日付で『越境貿易・投資の利便化の更なる促進に関する国家外貨管理局の通達』（匯発[2019]28号、以下『28号通達』という）を公布しました¹。『28号通達』は、越境貿易・投資における外貨管理の改革推進や、関連業務手続きの簡素化、銀行及び企業等の市場参加者が取り扱う外貨業務の利便性向上を図るもので、2019年10月25日から実施しています²。

『28号通達』は越境貿易と越境投融資に対し、それぞれ6つの利便化措置を打ち出しています。

越境貿易については、貿易外貨収支の利便化試行の拡大（第1条）、小規模・零細越境EC企業に対する貨物貿易収支手続きの簡素化（第5条）、貨物貿易外貨業務に係る報告方法の改善（第8条）、輸出収入審査待ち口座の開設義務の撤廃（第9条）、企業拠点のリスト登記の利便化（第10条）、工事請負企業の海外資金集中管理の解禁（第12条）、の6つが挙げられます。

越境投融資については、非投資性外商投資企業による資本金での国内持分投資解禁（第2条）、資本項目外貨収入支払の利便化試行の拡大（第3条）、資本項目における外貨元転資金の使用制限の緩和（第4条）、企業の外債登記管理の改革（第6条）、資本項目の外貨口座開設上限の撤廃（第7条）、国内貸出資産の対外譲渡の試行推進（第11条）、の6つが挙げられます。

各条の詳細内容については以下の通りです。

¹ 『28号通達』の中国語原文については、以下のURLよりダウンロードできます。

⇒<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14469.html>

² このうち第8条第2項については、貨物貿易外貨モニタリングシステムのアップグレードの関係で、2020年1月1日から実施されます。詳細は本稿5頁「貨物貿易外貨業務に係る報告方法の改善」をご参考ください。

□ 貿易外貨収支の利便化試行の拡大

『28号通達』の第1条では、より多くの信用力が優れた企業に利便化措置の恩恵を与えるため、貿易外貨収支の利便化試行地域を従来の上海市、広東省などから条件が揃うその他の地域に拡大しています。また、これまでの貨物貿易外貨収支に加え、サービス貿易外貨収支の利便化措置も盛り込まれています。関連内容は以下をご参考ください。

貿易外貨収支の利便化試行の拡大について

- ✓ 貨物貿易外貨収支の利便化の試行地域を拡大する。粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）、上海市及び浙江省における試行を踏まえ、その他の地域が規定に従い、貨物貿易外貨収支証憑の審査条件緩和、特殊外貨返還業務の登記不要、輸入外貨支払の照合手続きの簡素化などの試行作業を行うことを支持する。
- ✓ サービス貿易外貨収支の利便化の試行を実施する。健全性、コンプライアンス等の条件を満たす銀行は信用力が優れた国内機関に対しサービス貿易の外貨収支を取り扱う時、「顧客を理解する、業務を理解する、審査の職責を尽くす」の業務展開3原則に基づき行うことが可能である。サービス貿易の外貨支払いに係る税務届出の電子化を推進し、情報共有の方式で銀行における審査承認の電子化を実現する。

□ 非投資性外商投資企業による資本金での国内持分投資解禁

『28号通達』の第2条では、非投資性外商投資企業による資本金での国内持分投資を認めました。関連内容は以下をご参考ください。

非投資性外商投資企業による資本金での国内持分投資解禁について

- ✓ 投資性外商投資企業（外商投資性会社、外商投資ベンチャー投資企業及び外商投資持分投資企業を含む）が法に従い資本金を使用して中国国内において持分投資を行うことを認めた上に、非投資性外商投資企業が現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に反せず、かつ中国国内における投資先が真実で合法であることを前提に、法に従い資本金を使用して中国国内において持分投資を行うことを認める。
- ✓ 非投資性外商投資企業が資本金原通貨の付替えで中国国内において持分投資を行う場合、投資先は規定に従い国内再投資の受取登記手続きをするほか、資本金口座を開設して資金を受け取る必要がある。金銭出資における入金登記の手続きを不要とする。非投資性外商投資企業が資本金を元転して中国国内において持分投資を行う場合、投資先は規定に従い国内再投資の受取登記手続きをするほか、「資本項目一元転支払待ち口座」を開設して資金を受け取る必要がある。

□ 資本項目外貨収入支払の利便化試行の拡大

『28号通達』の第3条では、資本項目外貨収入支払の利便化試行地域を従来の上海市、広東省など12自由貿易区から今年新設された6自由貿易区と上海市全域まで拡大しています³。関連内容は以下をご参考ください。

資本項目外貨収入支払の利便化試行の拡大について

- ✓ 試行地域における条件を満たす企業が資本金、外債、海外上場による資金調達等の資本項目に係る収入を中国国内における支払に使用する際、1件ごとの真実性に係る証明資料の事前提出を不要とする。その資金の使途は真実で合法であり、現行の資本項目収入の使用管理規定に合致しなければならない。試行業務を行う銀行は業務展開3原則に基づき試行業務のリスクをコントロールしなければならない。所在地の外貨局は監視・分析と業務実施中・事後の監督管理を強化しなければならない。

□ 資本項目における外貨元転資金の使用制限の緩和

『28号通達』の第4条では、中国国内の持分譲渡側が外国投資家から受け取った買収資金の元転手続きの利便性を向上させたほか、取引成約後、外国投資家の保証金による出資、元転支払等への使用も認めました。関連内容は以下をご参考ください。

資本項目における外貨元転資金の使用制限の緩和について

- ✓ 国内資産現金化口座内の資金に対する元転後の使用制限を撤廃する。外商直接投資における中国国内の持分譲渡側は外国投資家から持分買収対価を受け取る際、関連業務の登記証書をもって銀行にて口座開設、入金と元転後の使用手続きを直接行うことが可能である。
- ✓ 外国投資家による保証金の使用、元転に対する制限を緩和する。外国投資家が海外から送金した、若しくは中国国内から振込した保証金は、取引完了後、中国国内における合法的な出資、国内外の対価支払等に直接使用することが可能である。保証金口座内の資金の元転が不可であるとの制限を撤廃し、取引完了、若しくは違約金の支給時に保証金の直接元転と支払を認める。

□ 小規模・零細越境 EC 企業に対する貨物貿易収支手続きの簡素化

『28号通達』の第5条では、小規模・零細越境 EC 企業に対し、『「決済機関外貨業務管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2019]13号）にて定められた貿易外貨受取・支払企業リスト登記の義務⁴を免除しました。国家外貨管理局によると、当該義務の免除により、決済機関の EC 企業顧客のうち、そ

³ 上海市等における資本項目外貨収入支払の利便化試行については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第493号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0520-XF-0105.pdf>

⁴ 『「決済機関外貨業務管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2019]13号）については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第488号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0514-XF-0105.pdf>

の9割以上が恩恵を受けられるとされます。関連内容は以下をご参考ください。

小規模・零細越境EC企業に対する貨物貿易収支手続きの簡素化について

- ✓ 決済機関、若しくは銀行は『「決済機関外貨業務管理弁法」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2019]13号）に基づき貨物貿易外貨の受取・支払を行う際、貨物貿易の外貨受取、若しくは支払金額が年間累計で20万米ドルを下回る小規模・零細越境EC企業に対し、貿易外貨受取・支払企業リスト登記（以下、リスト登記という）の義務を免除する。外貨局は法に従いリスト登記の義務を免除された小規模・零細越境EC企業に対し監督・検査を実施する。

□ 企業の外債登記管理の改革

『28号通達』の第6条では、非銀行債務者の外債登記抹消について、外貨局から銀行に移管するほか、非金融企業が1件ごとに外債登記をしなければならないとの規定も撤廃しました。関連内容は以下をご参考ください。

企業の外債登記管理の改革について

- ✓ 非銀行債務者が所在地の外貨局にて外債登記の抹消手続きをしなければならないとの規定を撤廃する。非銀行債務者は、所属の外貨分局（外債管理部）管轄地域内の銀行にて条件を満たす外債の登記抹消手続きを直接行うことが可能である。非銀行債務者が完済後、期限内（1カ月）に外債の登記抹消をしなければならないとの規定を撤廃する。
- ✓ 非金融企業が1件ごとに外債登記を行うことを不要とする。試行地域における非金融企業は純資産の2倍をベースに所在地の外貨局にて外債登記を行い、登記金額以内に自由に外債資金を借入し、直接銀行にて送入金、外貨取引等の手続きをし、規定に従い国際収支の報告をすることが可能である（粵港澳大湾区、海南省で先行試行）。

□ 資本項目の外貨口座開設上限の撤廃

『28号通達』の第7条では、資本項目に係る外貨口座の開設上限を撤廃しました。関連内容は以下をご参考ください。

資本項目の外貨口座開設上限の撤廃について

- ✓ 「外債1件ごとに開設できる外債専用口座は3口を上限とする」、「開設主体ごとに原則として開設できる海外払込保証金専用口座は1口を上限とする」、「持分譲渡取引1件ごとに持分譲渡側が開設できる国内資産現金化口座は1口を上限とする」の制限を撤廃する。市場参加者は実際の業務ニーズによって複数の資本項目の外貨口座を開設することができるが、口座開設数は健全性の監督管理規定に合致しなければならない。

□ 貨物貿易外貨業務に係る報告方法の改善

『28号通達』の第8条では、貨物貿易外貨業務に係る報告方法を改善しました。関連内容は以下をご参考ください。

貨物貿易外貨業務に係る報告方法の改善について

- ✓ 企業が所在地の外貨局に対し補導期間内の業務を報告しなければならないとの規定を撤廃する。外貨局は貨物貿易の外貨収支に異常な、疑わしい行為がある補導期間内の企業に対し、監視と検査を重点的に実施し、分類管理の規範化を進める。
- ✓ 貿易信用、トレードファイナンス等の業務報告は、貨物貿易外貨モニタリングシステム（企業端末）を経由しオンラインで実施することが可能であり、所在地の外貨局での現場報告は不要となる（貿易主体が異なる特殊業務を除く）。

□ 輸出収入審査待ち口座の開設義務の撤廃

『28号通達』の第9条では、企業が輸出収入審査待ち口座を開設するかにつき自ら決めることを認めました。関連内容は以下をご参考ください。

輸出収入審査待ち口座の開設義務の撤廃について

- ✓ 企業は貨物貿易収入の手続きを行う際、輸出収入審査待ち口座（以下、審査待ち口座という）を開設するかにつき自ら決めることができる。企業が審査待ち口座を開設していない場合、銀行が現行の規定に基づき審査・承認した貨物貿易収入は、直接経常項目の外貨口座に入金する、または元転することが可能である。現行の規定に基づき、外貨局に対し審査待ち口座収入申告書を提出する必要がある企業に対し、その提出義務を免除する。

□ 企業拠点のリスト登記の利便化

『28号通達』の第10条では、企業拠点のリスト登記手続きの利便性を向上させました。関連内容は以下をご参考ください。

企業拠点のリスト登記の利便化について

- ✓ 企業の拠点は企業リストへの登記、変更、抹消手続きをする際、現行の企業法人に対する規定に基づき実施するが、企業法人の営業許可証の提出が不要となり、自身の営業許可証の原本、若しくは写しを提出すれば良い。

□ 国内貸出資産の対外譲渡の試行推進

『28号通達』の第11条では、国内貸出資産の対外譲渡の試行推進について、譲渡側を資産管理会社から銀行まで拡大するほか、対外譲渡可能な貸出資産を銀行の不良債権から貿易融資にも拡大しました。試行地域は、粵港澳大湾区、海南省です。関連内容は以下をご参考ください。

国内貸出資産の対外譲渡の試行推進について

- ✓ リスクがコントロール可能、健全性管理という原則に基づき、試行地域において国内貸出資産の対外譲渡に参加する主体の範囲や、譲渡ルートを拡大することを認める。銀行の不良債権と貿易融資など、対外譲渡可能な貸出資産の範囲を拡大する。

□ 工事請負企業の海外資金集中管理の解禁

『28号通達』の第12条では、工事請負企業による海外資金の集中管理を認めました。関連内容は以下をご参考ください。

工事請負企業の海外資金集中管理の解禁について

- ✓ 工事請負企業は外貨局での登記を経て、海外に資金集中管理口座を開設することが可能である。海外資金集中管理口座は海外口座所在国・地域の法令規則に合致しなければならない。海外資金集中管理口座の預入範囲は、海外事業主若しくは中国国内から入金した工事代金、同一の主体が開設した海外同一国・地域におけるその他の請負事業に係る口座から入金した資金を含む。払出範囲は、中国国内に戻入した工事代金、海外工事に係る支出、同一の主体が開設した海外同一国・地域におけるその他の請負事業に係る口座への送金を含む。

国家外貨管理局は、最高指導部と国务院の政策方針を踏まえ、金融分野における構造改革、外貨管理の改革を引き続き推進し、金融市場と外貨市場の開放拡大に取り組んでいくとしています。金融市場等の対外開放の拡大を受け、今後の外貨管理改革の動きにも注意を払う必要があるでしょう。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。